

大府市専用水道施設等維持管理指導要領

第1 目的

この要領は、専用水道施設等の適正な維持管理について指導することにより、衛生的で安全な飲料水を確保することを目的とする。

第2 指導対象

この要領の指導対象は、次の施設とする。

なお、1の施設にあつては、厚生労働大臣の認可を受けている事業を除く。

- 1 水道法（昭和32年法律第177号）に規定する専用水道に該当する水道施設（以下「専用水道施設」という。）
- 2 水道法の適用を受けない施設であつて、一般の需要に応じて水道により飲料水を供給している給水人口が100人以下の給水施設（以下「飲料水供給施設」という。）
- 3 水道法の適用を受けない施設であつて、井戸水、ゆう水等の自己水によって飲料水を供給する上記2以外の給水施設（以下「井戸等自己水施設」という。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、以下「建築物衛生法」という。）、旅館業法（昭和23年法律第138号）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）及び食品衛生法（昭和22年法律第232号）等の適用を受ける施設の指導は当該法令に基づき実施するものとし、本要領は適用しない。）
- 4 水道法に規定する簡易専用水道の給水施設（以下「簡易専用水道施設」という。）
- 5 水道法に規定する貯水槽水道であつて、上記4以外の給水施設（以下「小規模貯水槽水道施設」という。ただし、建築物衛生法の適用を受ける施設の指導は、当該法令に基づき実施するものとし、本要領は適用しない。）

第3 実施方法

1 専用水道施設

(1) 指導回数

専用水道設置者の水道施設について、原則として年1回以上、実施する。

なお、前年度及び当該年度の指導の結果、当該施設の維持管理の不適及び施設の不備等により供給される水の水質に重大な影響を及ぼすおそれのある水道施設にあつては必要に応じ指導回数を増加して実施する。

(2) 指導内容

専用水道施設等維持管理調査票（様式1）を活用し、水道法に基づく維持管理について指導する。

(3) 指導台帳の作成

指導を効率的に行うため、専用水道施設指導台帳（様式2）を作成する。

なお、指導台帳の内容は、毎年度、必要に応じ修正する。

2 飲料水供給施設

(1) 施設の把握

水道事業者と連携して、飲料水供給施設の把握に努める。

(2) 指導回数

原則として年1回以上実施する。

(3) 指導内容

「大府市飲料水供給施設維持管理要領」に基づく維持管理等について指導する。
なお、指導に当たっては、専用水道施設等維持管理調査票（様式1）を準用する。

(4) 指導台帳の作成

指導を効率的に行うため、飲料水供給施設指導台帳（様式2）を作成する。
なお、指導台帳の内容は、毎年度、必要に応じ修正する。

3 井戸等自己水施設

(1) 施設の把握

水道事業者と連携して、井戸等自己水施設の把握に努める。

(2) 指導回数

施設の把握時に併せて指導するとともに、必要に応じ実施する。

(3) 指導内容

井戸等自己水施設維持管理調査票（様式3）を活用し、「大府市建築物給水施設維持管理要領」（以下「維持管理要領」という。）に基づく維持管理等について指導する。

また、水道事業の給水区域内の井戸等自己水施設に対しては、飲料水の水道への転換について指導する。

(4) 井戸台帳の作成

指導を効率的に行うため、井戸台帳（様式4）を作成する。
なお、井戸台帳の内容は、必要に応じ修正する。

4 簡易専用水道施設

(1) 施設の把握及び届出

水道事業者及び水道法第34条の2第2項で厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（以下「登録検査機関」という。）と連携を図り簡易専用水道施設を把握するとともに、「維持管理要領」に基づく届出を指導する。

(2) 指導回数

指導は次の施設に対し実施する。

ア 簡易専用水道の設置者又は利用者から、飲料水に異常を認めた旨の連絡があった施設

イ 簡易専用水道の設置者から、施設の管理の不備について報告があった施設

ウ 登録検査機関の検査を毎年1回受検していない施設

エ 水道事業者から通報があった施設

オ 新規届出施設等市長が必要と認めた施設

(3) 指導内容

簡易専用水道等維持管理調査票（様式5）を活用し、水道法及び「維持管理要領」に基づく維持管理等について指導する。

(4) 施設台帳の作成

指導を効率的に行うため、簡易専用水道台帳（様式6）を作成する。
なお、記載内容は、必要に応じ修正する。

5 小規模貯水槽水道施設

(1) 施設の把握

水道事業者と連携を図り小規模貯水槽水道施設の把握に努める。

(2) 指導回数

指導は次の施設に対し実施する。

ア 小規模貯水槽水道施設の設置者又は利用者から、飲料水に異常を認めた旨の連絡があった施設

イ 水道事業者から維持管理上の問題について通報があった施設

ウ 新規把握施設等市長が必要と認めた施設

(3) 指導内容

簡易専用水道等維持管理調査票（様式5）を活用し、「維持管理要領」に基づく維持管理等について指導する。

(4) 施設名簿の作成

指導を効率的に行うため、小規模貯水槽水道施設名簿（様式7）を作成する。

第4 啓発活動

飲料水供給施設、井戸等自己水施設、簡易専用水道施設及び小規模貯水槽水道施設の設置者等に対し、市広報誌等への掲載、ホームページの活用、講習会の開催等により、施設の維持管理及び飲料水の衛生確保に関する知識の啓発を図る。

第5 改善指導

- 1 専用水道施設等の指導の結果、維持管理について改善措置等を必要とする場合は、様式10を活用し、適切な指導を行う。
- 2 専用水道施設及び簡易専用水道施設の指導の結果、当該施設の維持管理の不適及び施設の不備等により供給される水の水質に重大な影響を及ぼすおそれのある場合は、水道施設・水質改善計画書（様式8）を提出するよう文書等で指示し、改善が完了した時は速やかに水道施設・水質改善完了届（様式9）を提出するよう指導する。

第6 水質管理

- 1 専用水道施設等の指導の結果、飲料水が人の健康を害するおそれがあると判明した場合、又は、水道事業者等からその旨の通報があった場合は、直ちに当該施設の給水を停止するよう指導する。また、飲料水を使用することが危険であることを関係者に周知させる等の措置を講じるよう指導する。
- 2 専用水道施設及び飲料水供給施設において、水質検査の結果、水質基準又は厚生労働省通知等に定められている基準等に適合しない場合、並びに簡易専用水道施設の指導の結果、水質不良が判明した等の場合には、水道施設・水質改善計画書（様式8）を提出するよう文書等で指示し、「愛知県水道水質検査等実施要領」に基づき指導するとともに、改善が完了した時は速やかに水道施設・水質改善完了届（様式9）を提出するよう指導する。
- 3 各種有害物質を原因とする地下水汚染により、周辺の飲用井戸施設に対する影響が憂慮される場合は、必要に応じ、周辺の飲用井戸使用者等に対し、適切な措置を講ずるよう指導する。

第7 その他飲料水の衛生指導

- 1 家庭用浄水器及びウォータークーラー等水道の給水栓に直接取り付ける器具の衛生管理について、必要に応じ設置者又は利用者等に対し、市広報誌等への掲載、ホームページの活用等により知識の啓発を図る。
- 2 井戸水又はゆう水等を不特定多数の者に飲用の目的で提供する者に対し、必要に応じ「維持管理要領」の井戸等自己水施設に関する事項に準じた維持管理等について指導する。

第8 復命・報告

- 1 指導実施状況は、復命書（様式11）により所属長に復命する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から適用する。